

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

瀬戸内市訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に感染の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための考え方

事業所は感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の事項について職員に周知徹底を行う。

- (1) 感染症対策についての基礎知識を理解することができる
- (2) 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施に努める
- (3) 介護・看護ケアで感染を予防する為に、手指衛生（手洗いと手指消毒）を徹底する
- (4) 地域でどのような感染症が流行しているか把握し、必要な感染症予防対策を実施する
- (5) 職員は日々の健康管理を徹底し、職員の健康を守ることに努める

3 基本対応

(1) 平常時

1. 事業所内の清掃の実施
2. 手指衛生（手洗いと手指消毒）の実施
3. 標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
4. 従業員の健康状態の確認

(2) 感染症発生時

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止
3. 医療措置
4. 行政機関への報告
5. 保健所及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

事業所での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族などへの適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を似て「専任の

感染対策を担当する者」(以下「担当者」という。)とする。

- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は定期的かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が決める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置(対応・報告)
- オ 研修・教育計画の策定及び実施
- カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を次のとおり実施する。

- (1) 新採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- (3) 訓練(シミュレーション)
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページなどにも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年3月1日から施行する。